



## 第6章

# 都市基盤・生活基盤

Iizuka City General Plan 2017-2026 第III編 基本計画

- 6-1. 災害・減災対策の充実
- 6-2. 消防・救急体制の充実
- 6-3. 生活安全の向上
- 6-4. 計画的な土地利用の推進
- 6-5. 定住環境・公共交通の充実
- 6-6. 公園・緑地の整備
- 6-7. 道路の整備
- 6-8. 上下水道の整備

# 災害・減災対策の充実

## ＊ 現状と課題

日本各地で震災や局地的大雨などの大規模な自然災害が発生しており、本市においても、台風や大雨による大きな災害を経験し、防災に対する市民の関心は高まっています。

東日本大震災の発生を受け、国において「防災基本計画」が見直される中、本市においても、2014（平成26）年6月に「飯塚市地域防災計画」を全面改正し、国・県などの関係機関と連携を図りながら、災害に関する情報の伝達、協力要請や活動指導などを行い、災害に強い組織・ひとつづくりを推進していくことをとしています。

本市では、過去の災害から浸水対策事業を積極的に進めたことにより、一定の改善はされたものの、地域規模で発生する異常気象により、想定外の局地的大雨が心配される中、今後においても、計画的に浸水対策を実施し、防災・減災に努める必要があります。

また、熊本地震を受け、断層の走る本市においても、風水害のみならず地震に対する備えも必要です。

一方で、市民自らが災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、国や自治体の施策としての「公助」の適切な役割分担による防災協働社会の実現が求められ、生活弱者の支援、自立防災体制の確立が急がれています。

## ＊ 施策の方針

地域防災力の強化など災害に強い組織・ひとつづくりを推進するとともに、風水害や土砂災害、地震等に対する防災・減災施策を促進し、災害に強いまちづくりを推進します。

## ＊ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年	目標値 2026（平成38）年
自主防災組織(※1)活動カバー率	62.0%	» 100.0%
防災に関する訓練・研修の実施回数	11回	» 25回

(※1)自主防災組織：災害による被害を予防・軽減するため、地域住民が連携し自主的に防災活動を行う組織。

## ✿ 施策を実現するための基本事業

施策

### 6-1 災害・減災対策の充実

施策を実現するための基本事業

#### 1 防災・減災意識の高揚と自主防災体制の確立

「地域防災計画」の策定や防災訓練・防災研修を通して、災害から命を守る手段を市民に伝え、自助・共助能力の向上を図ります。

また、自主防災組織の設立に取り組み、消防団と協同して訓練を行うことで地域主体の防災体制の確立を図ります。

#### 2 避難行動要支援者(※2)等対策の充実

高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者のうち、特に自助による避難が困難な方に対する共助、公助を含む避難体制の推進及び特別な配慮や適切なケアが必要な方に対する福祉避難所の拡充を図ります。

#### 3 情報伝達機能の向上

防災関連機器の充実を図るとともに要配慮者対策を行い、防災行政無線(※3)、インターネット、メールなど複数の手段を活用し市民への確実な情報伝達を図ります。

#### 4 防災・減災対策の推進

水害や土砂災害を防ぐため、「防災(浸水)対策基本計画」や「地域防災計画」に沿った計画的な事業の推進に努めるなど、国、県等の関係機関と連携しながら防災・減災対策を推進します。



飯塚市総合防災訓練

(※2)避難行動要支援者：障がいのある方や高齢者などのうち、災害時に自力で避難することが困難で特に支援を要する人。

(※3)防災行政無線：災害時の注意や避難に関する情報等を市民に伝えることを目的とする無線通信システム。行政情報の放送や自治会放送としての活用も可能。

# 消防・救急体制の充実

## ＊ 現状と課題

本市の消防・救急活動については、これまで広域的な取組によって体制の充実を図ってきました。火災予防対策については、高齢化社会の進展に伴い火災による犠牲者増加が懸念されており、日頃の防火意識の高揚や防火指導の強化が求められるため、今後も関係機関との連携を強化し、より効率的な体制の整備を推進することが必要となっています。

また、消防団が地域の安全・安心に大きな役割を果たしており、消防団員の確保や人材育成が課題となっています。

さらに、救急活動の高度化にともない、救命救急に対する需要は著しい増加傾向にあり、飯塚地区消防組合と医療機関の連携による救命救急体制を強化することが必要となっています。

## ＊ 施策の方針

飯塚地区消防組合への支援による防災力の強化、火災等の災害現場における消防団活動の充実及び救急体制の整備に努めます。

## ＊ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年	目標値 2026（平成38）年
消防団員充足率	87.3%	» 94.0%
消防団による災害出動率	100.0%	» 基準値を維持

## ✿ 施策を実現するための基本事業

### 施策 6-2 消防・救急体制の充実

施策を実現するための基本事業

#### 1 消防機関との連携強化

消防団の人材確保に努めるとともに、消防機関との連携強化を図り、訓練や研修を通じて、大規模火災をはじめ、各種災害に関する対応能力の向上を図ります。

また、広域的な消防体制の構築に対応するために、高度な知識や装備を必要としている飯塚地区消防組合に対しての支援を継続するとともに、救急需要の多様化に対応するため、救急体制の整備を支援します。

#### 2 消防施設・設備の充実

消防団活動の拠点である消防詰所や消防ポンプ自動車等については、老朽化対策を行い、施設・設備の充実を図ります。

また、消火栓や防火水槽といった消防水利については、既存水利の改良や修繕を行い、迅速な消火活動が行えるように、整備を進めていきます。



福岡県消防操法大会

# 生活安全の向上

## ＊ 現状と課題

本市では、市民の安全を脅かす犯罪や交通事故について、警察や地域と連携しながら撲滅に向けて取り組んでおり、安全で安心な社会を目指すための市民運動団体の設置、交通事故をなくすための交通安全運動を実施しています。

近年、高齢化や情報化の進展に伴い、悪質商法など消費生活に係るトラブルが後を絶たず、新たな課題が顕在化しています。

今後、市民の防犯意識の啓発、地域主体の体制づくり等を進めるとともに、地域全体で情報を共有しながら、犯罪に強いまちづくりに取り組むことが求められています。

交通安全については、市民の安全を確保するため交通安全や飲酒運転撲滅に対する意識の高揚、子どもや高齢者等に対する交通安全教育の充実や、交通安全施設の整備等を推進する必要があります。

また、消費生活については、関係機関と連携し、トラブルの未然防止や消費生活の質的向上に向けた消費者教育・啓発や情報提供、相談体制の充実が求められています。

## ＊ 施策の方針

地域での防犯、交通安全、消費者保護への取組により、安全で安心して日常生活が送れる環境づくりを推進します。

## ＊ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成 27）年	目標値	
		2026（平成 38）年	
地域防犯団体数	88 団体	»	125 団体
刑法犯認知件数	1,533 件	»	1,200 件
防犯灯設置本数	12,018 本	»	12,898 本
交通事故発生件数	1,157 件	»	900 件

## 施策を実現するための基本事業

## 施策 6-3 生活安全の向上

## 施策を実現するための基本事業

## 1 防犯体制づくりの推進

安全・安心なまちづくりの推進のため、警察、行政、地域住民等が連携した地域防犯体制や連絡体制づくりを推進するとともに、それらの活動に対し、積極的な支援を行います。また、防犯灯等の整備を行い、防犯環境の充実を図ります。

## 2 防犯意識の高揚

防犯意識の高揚に資するため、飯塚地区安全・安心まちづくり住民総決起大会の開催や広報紙やホームページによる啓発活動及び情報提供、学校での防犯教育等を推進します。

### 3 交通環境の向上

交通安全教育や交通安全運動の実施などにより交通安全や飲酒運転撲滅に対する意識の高揚を図るなど、交通安全運動を推進するとともに、交通安全施設の整備など、子ども、高齢者、障がい者等の交通弱者の安全と人権を尊重した道路交通環境の向上を図ります。

## 4 消費者保護の充実

関係機関との連携のもと、悪質商法等に関する情報提供や啓発に努めるともに、消費者トラブルの被害者救済のため、消費生活相談員のさらなる能力向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。



## 飯塚地区暴力追放・安全・安心まちづくり住民総決起大会

# 計画的な土地利用の推進

## ＊ 現状と課題

住宅地域、農業地域、森林地域等の土地利用区分を明確にし、秩序あるまちづくりを進めるため、「飯塚市都市計画マスターplan」を基本方針とした各種計画に基づき本市全域での計画的な土地利用を推進しており、都市計画法に基づき、都市計画区域と準都市計画区域を定め、合理的で調和のとれた適切な土地利用の規制と誘導を図っています。

しかしながら、人口減少と少子高齢化の急速な進展や厳しい財政状況が続く中、持続可能な都市としていくため、これまで以上に、都市計画と居住やコミュニティ、公共交通などのまちづくりとの一体的な連携が重要であり、都市の魅力をより高めるための計画的な土地利用を誘導することが必要となります。

## ＊ 施策の方針

総合的な土地利用計画のもとで、自然と調和を図りながら将来において持続可能な都市として、暮らしやすいまちづくりを実現するため、住環境や地域経済を見据えた土地利用を図ります。

## ＊ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年	目標値 2026（平成38）年
市街化の抑制（地目別面積：宅地面積）	2,744ha	» 2,837ha
農地の保全（農用地面積）	2,252.8ha	» 基準値を維持



## ✿ 施策を実現するための基本事業

### 施策

### 6-4 計画的な土地利用の推進

施策を実現するための基本事業

#### 1 計画的な土地利用の推進

社会経済状況の変化に対応したまちづくりを進めるため、都市計画法等の手法を用いて、必要な規制と誘導により計画的な土地利用を推進し、都市機能の増進や住居環境の向上を図ります。

#### 2 拠点連携型の都市づくりの推進

潤いある自然の中で、市域の拠点である中心拠点と日常生活を支える地域の拠点となる複数の地域生活圏の形成を図るとともに各拠点を鉄道やバスなどの公共交通で結び、拠点間が相互に連携した拠点連携型の都市構造の実現を目指した土地利用を進めます。



サンメディラック飯塚  
(吉原町1番地区第一種市街地再開発事業〔H23～27年度〕)



街なか子育てひろば  
(飯塚本町東地区整備事業〔H23～28年度〕)

# 定住環境・公共交通の充実

## ＊ 現状と課題

本市では、若者の福岡都市圏や東京都市圏等への流出により生産人口が減少し、少子高齢化が進む中で、単独世帯、核家族世帯の増加など世帯構造の変化に伴い、空き家や買い物弱者の増加が社会的問題となっています。

一方、本市は福岡県の東西南北を結ぶ交通の要衝を形成するとともに、九州の2大都市圏である福岡都市圏、北九州都市圏とのアクセスに恵まれています。

こうした中、公営住宅や公共交通の整備をはじめとした定住施策を推進することは、ますます重要となっています。

公営住宅については、大半が昭和40年代までに建設され、老朽化が著しく、改良住宅においても同様に老朽化が進んでいるため、計画的な建て替えや改修が必要となっています。

公共交通については、福岡・北九州都市圏を結ぶ広域交通を生かし、福岡市営地下鉄福岡空港駅とJR篠栗線の接続やJR福北ゆたか線の複線化等、利便性の高い公共交通網の確立が求められています。

また、交通の移動手段を確保できない市民がさらに増加することが予測され、市民の移動手段を確保し、維持するため、コミュニティ交通(※1)の運営においては、利用者ニーズに合致した運行内容の見直しなど、利用者の減少に歯止めをかけ、利用促進に努めていく必要があります。

今後は、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、安全で快適な住環境の整備を図るとともに、空き家等の活用や買い物弱者への対応も含め、居住空間のあり方や移動手段の確保等を検討し、幅広い世代のニーズに対応した定住環境の整備を図る必要があります。

## ＊ 施策の方針

すべての人が安心して暮らせる、魅力ある良質な住環境の整備と公共交通機関の利便性の向上を図ります。

## ＊ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015(平成27)年	目標値 2026(平成38)年
コミュニティ交通利用者数	75,513人	» 100,000人
社会増減の純移動率	0.0%	基準値以上 (転入超過)

(※1)コミュニティ交通：地域での必要目的に合わせ、ルートや運行形態などを工夫し、より生活に密着した移動手段を提供する交通サービス。

## ✿ 施策を実現するための基本事業

### 施策

### 6-5 定住環境・公共交通の充実

#### 施策を実現するための基本事業

#### 1 良質な住宅供給の推進

公営住宅については、耐用年数を考慮し、状況把握のうえ統廃合や建替えを検討します。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立して生活できる住宅を供給するとともに、セーフティーネットの観点も踏まえ、すべての人にとって安全で快適な住環境の整備を福祉施策等との連携を図りながら進めています。

#### 2 空き家対策の推進

老朽化した空き家の増加により、周辺環境へ悪影響を及ぼしていることから、老朽危険家屋の解体を促進します。また、空き家等の有効利活用を検討しながら、定住環境整備の取組を推進します。

#### 3 生活交通の維持・確保

市民の移動手段を確保するため、乗合バスの確保と定時運行体制の維持・継続に努めます。また、交通不便地区の解消、高齢者等交通弱者が多い区域への利便性向上、他の交通機関との乗継の利便性向上など、外出機会を促進するために、地域の実状に応じたコミュニティ交通の充実を図ります。

#### 4 広域交通の利便性の向上

路線バスについては、JR各駅への路線の拡充や既存路線の増便・増結を民間交通事業者と協議し、JRには、福北ゆたか線の複線化、駅の無人化及び普通列車の通過の改善を要望するとともに、パークアンドライド<sup>(※2)</sup>などに適した駅駐車場の設置を含め、駅周辺の整備や駅のバリアフリー化等に取り組んでいます。また、福岡市営地下鉄福岡空港駅とJR篠栗線の接続について、関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。



新飯塚駅

#### 5 買い物弱者対策の推進

買い物環境の変化に伴い、食料品や生活用品の購入に支障をきたしている実態を把握のうえ、有効な対応策を検討し、住み慣れた地域で安心して暮らせる定住環境の整備に取り組みます。

#### 6 移住・定住施策の推進

子育て支援や雇用の創出等による若年層の定住促進をはじめ、地域特性を生かした産業の振興、次代を担う子どもの育成、健幸都市づくりなどにより、市外から人を呼び込み、市内的人が住みづづけたいと感じられるような魅力ある定住環境の整備を図り、移住・定住施策を積極的に推進します。また、周辺自治体との連携を図り、良好な定住環境の整備に努めます。

(※2)パークアンドライド：出発地から自動車で最寄りの駅・バス停に行き、駐車した後、公共交通機関に乗り換えること。

## ＊ 現状と課題

本市は、緑豊かな山々や中心部を流れる遠賀川や穂波川をはじめとした水辺など、良好な自然環境に恵まれています。

緑や水辺は、四季の変化を感じられる潤いのある都市景観の形成のみならず、生物の生息環境の確保、防災、レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出等、多様な役割を担っています。

また、公園の整備率は高く、県立自然公園に指定されている地域もあり、広く市民の憩いの場として活用されています。

その一方で、施設の老朽化や少子高齢化の進展から、公園施設の維持管理や再整備が大きな課題となっています。

今後も、適切な公園配置と整備を計画的に行うとともに、緑地の保全に努めることが必要です。

## ＊ 施策の方針

地域特性にあった公園・緑地の適正配置や整備を行い、良好な住環境と一体となった憩いと安らぎの空間形成を図ります。

## ＊ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年	目標値 2026（平成38）年
公園・緑地の整備に関して満足している市民の割合	84.6%	» 基準値以上

## ✿ 施策を実現するための基本事業

### 施策 6-6 公園・緑地の整備

施策を実現するための基本事業

#### 1 安全・安心な公園・緑地の整備

災害時における避難所の確保や利用上の安全対策などを進め、市民が安全で安心して使える公園・緑地の整備に努めます。また、市民との協働による公園の維持管理を推進します。

#### 2 魅力ある水辺空間の整備

遠賀川などの自然豊かな水辺空間の適切な維持管理と利用を促進し、やすらぎと魅力あふれる空間の形成を図ります。

#### 3 花いっぱい運動の推進

花あふれるまちづくりのため、市民や地域、企業等と協力して、地域の公共用地や公共施設をはじめ、宅地内や企業用地に花を植える花いっぱい運動を推進していきます。



大将陣公園

勝盛公園

## ＊ 現状と課題

本市は、一般国道 200 号、201 号、211 号が幹線道路として本市の交通における骨格を形成し、主要地方道が国道を補完しています。さらに、一般県道、市町道が市内の拠点間や市外の主要都市を結んでいます。集約型の都市づくりを支える道路網を形成するために、今後とも国道、県道、街路網整備を推進していくことが必要です。

また、福岡市や北九州市と近接し、県央に位置することから、地の利を生かした流通拠点としての機能を発揮するためにも、八木山バイパスの全線 4 車線化による渋滞緩和や穂波西・筑穂インターチェンジのフルランプ化(※1)による利便性の向上が求められています。

市道については、逐次改良等を進めていますが、歩行者空間の明確化など、子ども、高齢者、障がい者をはじめ、すべての人に配慮した道路などの整備が課題となっています。

また、市が管理する橋りょうは、2015(平成 27)年度末で 626 橋あり、今後 30 年で 499 橋が耐用年数(60 年)を経過するため、計画的な補修が必要となっています。

## ＊ 施策の方針

広域的な道路ネットワーク形成や安全で人にやさしい道路や橋りょうの整備を推進します。

## ＊ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015 (平成 27) 年	目標値 2026 (平成 38) 年
都市計画区域内の都市計画道路整備率	46.4%	» 50.0%
橋りょう補修の累計実施数	2 橋	» 25 橋
道路路側帯グリーンベルト整備延長距離	1,160m	» 5,000m

(※1)フルランプ化：上下線ともに出入口を両方に設置し、高速道路(一般国道自動車専用道路)と一般道を連結すること。

## ✿ 施策を実現するための基本事業

施策

### 6-7 道路の整備

施策を実現するための基本事業

#### 1 国道の早期整備の推進

主要幹線道路である一般国道 200 号、201 号、211 号の地域の交通状況にあった道路網の整備促進と八木山バイパスの全線 4 車線化や穂波西・筑穂インターチェンジのフルランプ化の実現を目指しています。今後も、関係機関と連携しながら、国、県に対して道路の整備促進・早期完成や道路整備に必要な財源の確保等要望活動を推進します。

#### 2 県道等の早期整備の推進

県道鯰田・中線(国道 200 号までの区間)の早期共用開始、県道飯塚穂波線など重要路線の整備のほか主要地方道、一般県道の未整備区間の早期整備を要望し、交通安全環境の改善等に努めます。

#### 3 安全・安心な市道・橋りょう整備の推進

市道については、市民生活の利便性や安全性の確保に向け、計画的な整備を推進とともに、すべての人に配慮したバリアフリー化を推進します。また、橋りょうについては、「橋りょう長寿命化計画」に基づき、計画的な整備を進めます。

#### 4 都市計画道路事業の推進

生活利便施設を快適に利用できる交通環境の形成を図るため、都市計画道路の計画的な整備を図ります。



一般国道 201 号八木山バイパス



徳前大橋

## ＊ 現状と課題

上下水道事業については、人口減少や節水意識の高まりなどにより給水量が減少傾向にある中、上下水道料金の徴収率の向上や外部委託範囲の拡大を図るなど、更なる事業の効率化を進め、計画的な財政運営を行うことが必要となっています。

上水道については、安全で安心な水の安定供給と有収率の向上を目指し、老朽管更新事業や施設の耐震計画を実施するとともに、配水量及び給水量をチェックし、より一層の効率化が求められています。

下水道については、公共下水道事業の事業計画に基づき、引き続き管渠整備を促進するとともに、終末処理場、ポンプ場、管渠等の既存施設の老朽化対策として長寿命化事業を実施しています。下水道整備済地域においては、公共下水道への未接続家屋等もあり、更なる接続促進に努める必要があります。

## ＊ 施策の方針

安定した上下水道の整備を促進し、安全で安心な水環境を創設し、清潔で快適な生活環境づくりに努めます。

## ＊ 目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年	目標値 2026（平成38）年
有収率(※1)	88.0%	» 90.0%
下水道整備率（普及率）	45.8%	» 50.0%
水洗化率(※2)	87.3%	» 88.5%

(※1)有収率：配水池から市内に配水している水量（総配水量）に占める料金収入に反映する水量（有収水量）の割合。

(※2)水洗化率：公共下水道が使用できる区域にお住まいの方の内、宅内の排水設備工事を行って、実際に公共下水道に接続して使用している人の割合。

## ✿ 施策を実現するための基本事業

### 施策 6-8 上下水道の整備

施策を実現するための基本事業

#### 1 経営基盤の強化

利用者の満足度を向上させるため、公平で適正な費用負担による給排水機能の確保と経費削減に努め、上下水道事業としての経営基盤の強化を図ります。

#### 2 水道施設の維持・管理

上水道については、安全で安心な水を安定供給するため、計画的な老朽管の布設替え、耐震化等を実施し、適切な水道施設の維持・管理に努めます。

#### 3 公共下水道事業の推進

公共下水道については、汚水処理構想に基づき公共下水道事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、水洗化率向上のため戸別訪問によるPR活動の推進、市報等による広報啓発、水環境学習会の開催、融資あつ旋制度等により水洗化の普及促進に努めます。



管渠埋設作業風景



漏水調査の様子